

「特許権侵害紛争における攻防の実務」

知的財産権の侵害訴訟に対応する際には、何を準備・検討すべきかを予め把握し、しかるべき措置を執ることが極めて重要です。さらに、原告側と被告側の攻防双方の視点から見るのが訴訟に対応するうえで有益です。

本講座は、特許権者からの権利行使の観点と、特許侵害の主張を受けた被疑企業による防御の観点の、双方の立場から見て、訴訟前交渉を含めて、特許権侵害訴訟における攻防の実務を実践的な見地から紹介し、企業が裁判上の係争に臨み「どういう争点を挙げるべきか」「裁判所として特許権利者からの提起に際し受け止めざるをえない事項は何か」を、大阪地方裁判所から判事をお招きして講義をしていただくとともに、特許訴訟で数々の実績がある弁護士をお招きして、弁護士からみた特許権侵害紛争の戦略論について講義をしていただきます。

皆様のご参加をお待ちしております。

- 主催 一般社団法人大阪発明協会
- 開催日 ①平成23年8月4日(木) 13時30分～17時00分
②平成23年8月5日(金) 10時00分～17時00分
- 協力 近畿知財戦略本部
- 開催場所 国立大学法人大阪大学中之島センター 2階講義室1
大阪市北区中之島4-3-53 06-6444-2100
- 講師 1日目 裁判所から見た特許権侵害紛争の最新動向
山田 陽三 氏(大阪地方裁判所 第26民事部 部総括判事)
2日目 弁護士から見た特許権侵害紛争の攻防の実務
小松 陽一郎 氏(小松法律特許事務所 所長、弁護士)
- 定員 40名(定員になり次第締め切ります。)
- 参加料
(2日間まとめてお申込の場合) 会員 20,000円 (一般 27,000円)
(8/4のみのお申込の場合) 会員 8,000円 (一般 12,000円)
(8/5のみのお申込の場合) 会員 13,000円 (一般 20,000円)
(テキスト代含む、消費税込み)
- 2名以上お申込みの場合、2人目から50%引き(大阪発明協会法人会員のみ)
- ※注意(1)3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返できません。
(2)聴講券、納品書又は請求書は、講座開催日の10日前頃に郵送いたします
(3)他府県発明協会会員でも会員料金で受講できます。
- 申込先 一般社団法人大阪発明協会(<http://www.jiiiosaka.jp/>)
電話 06-6479-1910 FAX 06-6479-3930
- プログラム(予定)

(1日目) 裁判所から見た特許権侵害紛争の最新動向

○特許侵害に対する戦略 ○特許紛争に対する戦略

○訴訟提起前の主要検討事項 ○訴訟以外の紛争解決手段 ○事例研究他

(2日目) 弁護士から見た特許権侵害紛争の攻防の実務

○特許侵害に対する戦略総論 ○特許権の効力

○特許権の効力の及ぶ範囲 ○具体的なクレーム解釈問題 ○事例研究他

申込方法 受講者名・会社名・部署名・住所・電話・FAX等を記載の上、FAXで、また、上記ホームページより申込書入手し、必要事項をご記入の上、お申し込みください。

----- 切り取り線 -----

大阪発明協会 企画サービスグループ行き		FAX 06-6479-3930	
上級 知的財産セミナー 申込書			
2011年8月4日、5日開催「特許権侵害紛争における攻防の実務」			
申込日 平成 年 月 日			
会社名 又は氏名		部署名及び 連絡担当者	
ご住所 〒			
TEL		FAX	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻(該当するものに○をしてください。) ・法律系 ・理工系 ・その他	
受講者氏名		所属部署名	実務経験年数
e-mail		専攻(該当するものに○をしてください。) ・法律系 ・理工系 ・その他	
※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当支部へお申し付けください。			
※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。			
※1日のみお申込の際は、上記「8月4日・5日」のどちらかに○印で囲んで下さい。			

お支払方法 (予納金・現金・郵便振替・銀行振込)

- 請求書 (要 不要)
- 予納金処理の方 得意先コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

郵便振替口座 000950-8-41146

振込先銀行 三井住友銀行 備後町支店 普通預金 464218

三菱東京UFJ銀行 信濃橋支店 普通預金 37277

会員・非会員の区別(法人会員・個人会員 発明協会 一般)

※お申し込み者宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当支部へお申し付けください。

※許可なくして講義内容を録音することを固く禁じます。